

外来研究員謝金等支給要領

制定 平成19年4月1日 19要領第19号

最終改正 令和2年8月31日 令02要領第28号 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号。以下「外来研究員規程」という。）第7条の規定に基づき、同規程第3条第3項の規定により理事長が招へいした外来研究員（以下「招へい外来研究員」という。）に対して支給する謝金及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(謝金)

第2条 招へい外来研究員に支給する謝金の1日あたりの基準額は、次の表の区分欄に掲げる招へい外来研究員の所属する機関におけるその者の職階等の区分に応じ、同表の日額欄に掲げる額とする。

区 分	日 額
大学院生クラス	8,000円
大学の助教又は助手クラス	10,000円
大学の講師クラス	12,000円
大学の准教授クラス	14,000円
大学の教授クラス	18,000円

2 研究ユニット等（外来研究員規程第3条第2項に規定するものをいう。）の長は、前項の基準額を謝金として支給することが社会通念上適切ではないと認めるとき又は特別な事情があるときは、基準額によらないで謝金を支給することができる。ただし、その額は、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、招へい外来研究員が所属する機関において、その受け取る謝金の額が当該機関等の倫理規程（倫理規程に相当するものを含む。）で制約されている場合は、それに準拠した額を支給するものとする。

(旅費)

第3条 招へい外来研究員に支給する旅費は、国立研究開発法人産業技術総合研究所旅費規程（13規程第42号）の定めるところにより計算した額（日当、宿泊料を含む。）とする。ただし、公設の宿泊施設を利用した場合は、その公設の宿泊施設の宿泊料とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(外来研究員謝金等支給基準の廃止)

2 外来研究員謝金等支給基準（第72000-20010401-1号）は、廃止する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27要領第101号・一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令02要領第28号・一部改正）

この要領は、令和2年9月1日から施行する。